

呉市海事歴史科学館及び呉市入船山記念館指定管理者募集要項、仕様書等質問内容と回答

番号	該当資料名	頁	質問内容	回答
1	共通業務仕様書	8	指定期間前に行う業務として、駐車場管理機器等設備の実施とありますが、既存の駐車場管理機器等は撤去されるのでしょうか？既存の機器を引き継ぐことはできないのでしょうか？	歴史科学館リニューアル前に運用していた駐車場管理機器等設備は、平成17年の開館時に設置されたもので、更新もされていないことからトラブルも多く、新紙幣等に対応することができないことから、リニューアル後の使用継続は不能であると判断しています。 このため、令和8年度以降の駐車場管理に当たっては、指定管理者において、機器のリース等の手法を含め、利用者の利便性が高く、管理の効率的な機器を選定した上で、既存の設備の不要部分を撤去して設置し、運用してください。
	参考資料	1、26p	各施設の入館者数のカウント方法をご教示ください。	各施設のカウント方法は次のとおりです。 （歴史科学館・サテライト） エントランス風除室に赤外線センサーを設置してカウント （入船山記念館） 観覧券の発券枚数をカウント